

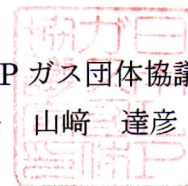
(様式第2)

(1/2)

平成26年6月27日

だるまエナジー 株式会社  
代表取締役社長 古田 洋二 殿

日本LPガス団体協議会  
会長 山崎 達彦



平成26年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金交付決定通知書  
(石油ガス販売事業者構造改善支援事業に係るもの)

石油ガス販売事業者構造改善支援事業業務方法書第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業の内容は、平成26年5月19日付けにて申請があった平成26年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとする。
2. 当該申請案件の補助金交付番号は、201413番とする。
3. 補助事業に要する経費、補助金対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金 27,262,727円
補助対象経費	金 27,262,727円
補助金の額	金 13,631,363円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
4. 補助対象経費の項目ごとの経費及び補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
5. 補助金の額の決定は、補助対象経費の項目ごとの経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とする。
6. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(昭和30年政令第255号)及び石油ガス販売事業者構造改善支援事業業務方法書の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

注1：本用紙を大切に保管してください。(5年間)

注2：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。